

仕様書

1 件名

中央図書館公用自動車借受

2 納入場所及び納入期限

(1) 納入場所

〒064-8516 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目 1-1

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課総務係（電話 011-512-7330）

(2) 納入期限

令和 6 年 10 月 1 日

3 借受期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで（60 か月）

4 借受車種及び台数

(1) 車種 ステーションワゴン

適合品：ニッサン セレナ

※ 規格を示す物品の例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない

※ 適合品以外で参加する場合は、事前に担当課へ同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の同等品条件を満たしていることが分かる書類を提出すること。

(2) 借受台数 1 台

5 規格等

(1) 年式指定 令和 5 年式以降

(2) 総排気量 1,400CC クラス

(3) 駆動方式 前輪駆動又は四輪駆動

(4) 変速機形式 オートマチック

(5) 乗車定員 7 名以上

(6) 使用燃料 ガソリンハイブリッド

(7) 環境対応 次世代自動車

(8) 装備

① パワーステアリング

② パワーウインドー（運転席・助手席）

③ オートエアコン

④ エアバッグ（運転席・助手席）

⑤ キーレスエントリー

⑥ ABS

(9) 付属品

- ① フロアマット（全席分）
- ② スタッドレスタイヤ 4本
- ③ スノーブラシ
- ④ スノーブレード
- ⑤ 標準工具一式
- ⑥ スペアキー
- ⑦ スペアタイヤまたはパンク修理キット
- ⑧ 発煙筒

6 関係保険等

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とする。
- (2) 車両所有者は、以下の内容の任意保険（運転者制限および年齢制限なし）に加入しなければならない。
 - ア 対人保険 無制限
 - イ 対物保険 無制限（免責なし）
 - ウ 搭乗者保険または人身傷害補償保険 1名につき死亡時 3,000万円
 - エ 車両保険 時価額（免責なし）
自損、盗難等においても札幌市の負担が一切ないもの（全損の場合を含む）。
 - オ 交通事故賠償関係示談サービス付
 - カ 公用車割引、フリート付のこと
- (3) 車両保有者は、任意保険証書の写しを車検証に添付すること

7 維持管理等

- (1) メンテナンス契約とし、車両の維持管理に係る経費は、車両所有者の負担とする。ただし、燃料代及びパンク修理代は札幌市の負担とする。
- (2) ウィンドウォッシャー液については、常時、予備を各車両に搭載し、必要に応じ追加すること。
- (3) 自然磨耗、故障等の修理は、札幌市の指示に従い常に良好な状態に保つこと。
- (4) 定期点検（最低でも6か月ごとに1回）及び修理は確実に行い、オイル等油脂類は十分に補充すること。
- (5) 車検、定期点検、故障・事故による修理、車両盗難の際は、同等条件の代替車を用意すること。
- (6) タイヤの保管については、車両所有者が行うこと。
- (7) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤの組替えは、札幌市の指示に従い行うこと。スタッドレスタイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない磨耗または劣化が認められる場合には交換を行うこと。
- (8) 車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。
- (9) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。ただし、事務等に係る経費は、札幌市の負担とする。

8 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除し、滅失分の台数、金額を減じたうえで改定契約を締結する。その際、途中解約に係る精算は一切行わない（過失の有無に関わらず）。

9 租税公課・リース料率変更時の取り扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金については一切変更を行わない。

10 走行距離

1 台当たり月 1,000km と想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

11 契約期間満了に伴う車両引き上げ時の状態確認

契約期間満了につき、車両を引き上げる際は、事前に札幌市及び車両所有者立ち合いにより、借受車両の外傷等の状態を確認すること。

12 その他

(1) 不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。

(2) リース期間満了後におけるリース物品の買取又は再リースについて当事者は協議をできるものとする。